

星光PMCコーポレートガバナンス基本方針

序文

当社は、以下の経営理念及び行動指針に基づき、当社の継続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、本コーポレートガバナンス基本方針を制定する。

<経営理念>

私たちは、新たな技術の創造により、人と環境が共生する豊かな社会の発展に貢献します。

<行動指針>

星光PMCグループは、

- ・新しい価値を創造し、市場やお客様のニーズに応えます。
- ・良き企業市民として、環境、安全、省資源に心を配り、地球環境の改善に貢献します。
- ・グローバル企業として、各国の法を遵守し、フェアな事業活動を行います。
- ・ステークホルダーに対して、適時に、適正で、公平な情報開示を行います。
- ・社員の個性と人権を尊重し、明るく、自由で、活力ある企業風土を創ります。

第1章 総 則

第1条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

- 1 当社は、経営理念及び行動指針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を実現させるべく、継続的にコーポレートガバナンスの充実・強化に取り組むものとする。
- 2 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は以下の通りである。
 - (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
 - (2) 株主をはじめとして様々なステークホルダーの利益を考慮し、適切な協働に努める。
 - (3) 会社情報を適時・適切に開示し、透明性を確保する。
 - (4) 取締役及び監査役は、株主からの受託責任を認識し、求められる役割・責務を果たす。
 - (5) 株主との建設的な対話をを行う。

第2章 株主の権利・平等性の確保

第2条（株主の権利・平等性の確保）

- 1 当社は、株主総会が当社の最高意思決定機関であること及び株主との建設的な対話の場であることを十分理解し、株主が適切にその権利行使できるよう環境の整備を行う。

- 2 当社は、株主総会における株主の議決権行使に資すると考えられる情報について適宜適切に提供する。
- 3 当社は、株主の実質的な平等性を確保するとともに、少数株主にも認められる権利の行使に十分に配慮する。また、株主間で情報の格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

第3条（資本政策）

- 1 当社は、企業価値を中長期的に高めるために、持続的な成長を見据えた投資及び資金配分の最適化を資本政策の基本とする。なお、株主還元については、業績の動向、財務状況、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案して、継続的かつ安定的な配当に努める。
- 2 当社は、株主の利益に重大な影響を与える資本政策を行う場合は、既存株主の利益を不当に害することのないよう、取締役会においてその必要性や合理性を検討し、株主に十分な説明を行う。

第4条（政策保有株式）

- 1 経営戦略の一環として、当社の持続的な企業価値向上のために必要と判断する企業の株式を政策的に保有することがある。
- 2 当該政策保有株式については、毎年、取締役会において個別に中長期的な観点から経済合理性等を検証し、継続して保有する必要がないと判断した株式の売却を進めるなど、政策保有株式の縮減に努めるものとする。
- 3 政策保有株式の議決権行使については、投資先企業のガバナンス体制の状況及び当社の企業価値向上に対する影響の観点から判断を行う。

第5条（株主の利益に反する取引の防止）

- 1 当社の主要株主及び当社子会社等の関連当事者との取引については、相互の自主性・自律性を尊重し、独立起業間原則に基づき行う。
- 2 当社の役員との取引が生じる場合には、事前に取締役会において、取引の内容、条件等に関して承認を得た上で行う。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

第6条（ステークホルダーとの関係）

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等の様々なステークホルダーとの間で良好な関係を築くことが不可欠であると認識し、頭書の行動指針に掲げた各条項を常に実践することにより、その実現に努める。

第7条（内部通報制度）

当社は、内部通報制度に関する社内規程を制定し、その運用状況をコンプライアンス委員会を通じて、定期的に取締役会に報告する。通報窓口には、社内担当者だけでなく、社外役員及び社外の弁護士を含めるとともに、通報者に当該行為による不利益が及ぼぬよう規程・マニュアルを制定する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第8条（適切な情報開示）

- 1 当社は会社法、金融商品取引法、上場証券取引所規則及びその他の適用される法令等に従い、公正、詳細かつ平易な方法によって、財政状態・経営成績等の財務情報や、経営理念・行動指針・経営戦略・経営課題・リスク・ガバナンスに関わる情報等の非財務情報を適切に開示する。
- 2 当社は、法令等に基づく開示以外にも、株主・投資家等にとって有益と思われるものについては、主体的に積極的な開示を行うものとする。

第5章 取締役会等の責務

第9条（取締役会・取締役の役割・責務）

- 1 取締役会は、株主からの負託に応えるべく、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、経営の基本方針その他会社の重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行の監視・監督を行う。
- 2 取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、取締役会規則等関連規程で定めた事項を審議・決定し、それ以外の事項は代表取締役又は業務執行取締役に委任する。
- 3 取締役は、株主から負託を受けた者として、法令、定款、その他の規程を遵守し、自己の最善を尽くしてその責任を完遂し、当社の持続的な成長と企業価値の向上に努め、当社及び株主共同の利益のために行動する。
- 4 取締役会は、年に1回、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、その機能の向上を図る。

第10条（取締役会の構成等）

- 1 取締役は、定款に定める員数の範囲内で選任し、そのうち2名以上を別紙に定める独立性判断基準を満たす独立社外取締役とする。
- 2 取締役の人選に当たっては、重要な業務執行を決定し、経営の監督の実効性を確保するために必要な知識・経験・能力を勘案する。

第 11 条（監査役会・監査役の役割・責務）

- 1 監査役会は、取締役会から独立した組織として、客観的な立場において、取締役の職務の執行、当社及び子会社の内部統制・業務・会計等についての監査を実施するため、当社及び子会社に対する事業の報告請求、業務・財産状況の調査等について職務の分担を適切に定めるとともに、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限を適切に行使する。
- 2 監査役は、株主から負託を受けた者として、独立の立場から、関係法令、定款その他の規程及び一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従い監査を行い、当社の健全で持続的な成長を確保する責務を負う。

第 12 条（監査役会の構成等）

- 1 監査役は、定款に定める員数の範囲内で選任するものとし、少なくとも 1 名を常勤監査役とする。また、監査役のうち半数以上を、別紙に定める独立性判断基準を満たす独立社外監査役とする。
- 2 監査役のうち少なくとも 1 名は、財務及び会計に関する相当程度の知識を有する者とする。

第 13 条（役員報酬・指名委員会）

- 1 当社は、役員報酬の決定手続の客観性及び役員候補者の選任等の決定手続の客観性を高めるため、取締役報酬については取締役会の一任を受け、取締役の報酬等の額を決定する機関として、役員の選解任については取締役、監査役の選任及び取締役の解任案を決定し、取締役会に審議を求める機関として、役員報酬・指名委員会を設置する。
- 2 役員報酬・指名委員会は、取締役会の決議によって選任された取締役により構成され、委員の過半数は独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役とする。
- 3 社外役員の候補は、別紙に定める独立性判断基準を満たすとともに、社外取締役については、企業経営に資する豊富な経験・知見を有し、中長期的な企業価値向上への助言や経営の監督など、業務執行取締役から独立した客観的な視点からその役割・責務を果たすことができるものを、また、社外監査役は、各分野における豊富な経験・知見を有し、経営全般を監視して取締役会の透明性を高めるとともに、企業価値の向上に貢献できるものを候補として指名する。

第 14 条（取締役の報酬の決定に関する方針）

- 1 当社取締役の報酬は、月額報酬と賞与からなり、月額報酬には中長期的な業績の推移を反映させ、賞与には事業年度毎の業績及び経営計画達成への貢献等を反映させることにより、報酬全体として中長期的な持続的成長に対するインセンティブとして機能するよう設定する。現時点では、ストック・オプションや自社株報酬は採用していないが、取締役がその役位に応じて月額報酬の一定割合を役員持株会に拠出することにより、報酬の一部が実質的には中長期的な株価動向に連動する仕組みとする。
- 2 当社は、取締役の年間報酬総額の上限額を株主総会で決議し、個別の金額については、取締役会の委任を受け、委員の過半数を独立社外取締役とする役員報酬・指名委員会にて決定する。

第15条（役員に対するトレーニングの方針）

当社は、取締役及び監査役に対して、就任時に役員に関わる法令・諸規則や当社の経営方針、事業計画に関する説明を行う他、就任後も当社業務執行に資する知識、経験習得のため、外部セミナー等に参加させる。また、社外役員に対しては、就任後、当社の工場や研究所の見学会を催す等、当社業務の理解を深める機会を設ける。

第6章 株主との対話

第16条（株主との対話等）

- 1 当社は、社長及びIR担当部門がIR活動を展開する。IR活動を通じ、株主総会の場以外においても、株主に対し経営戦略、財務・業績状況及びその他有益と思われる情報を適時・適切に開示するとともに、株主との建設的な対話を促進するものとする。
- 2 株主との建設的な対話を促進するため、IR担当部門は経営企画、経理等の関連部門と有機的な連携をとり、財務情報及び非財務情報を共有する。
- 3 第2四半期・通期の決算及び中期経営計画発表時等の重要な会社情報は説明会を開催するとともにその資料を当社ウェブサイトで公開する。
- 4 当社はIR活動を通じて収集した株主の意見、懸念、要望等を経営陣幹部や取締役会にフィードバックし、企業価値の向上に向けた業務運営に役立てるものとする。
- 5 株主との対話に際しては、社内規程に基づき、インサイダー情報を適切に管理する。

第7章 その他

第17条（改廃）

本基本方針の改廃は、取締役会の決議による。

（附 則）

1. 本基本方針は、2016年2月25日から施行する。
2. 本基本方針は、2018年4月1日から一部改定する。
3. 本基本方針は、2018年12月26日から一部改定する。

独立社外役員の独立性判断基準

当社は、独立社外役員を選定するに当たり、以下のような関係にある者については独立性が認められないと判断する。

1. 現在又は過去 10 年間において、当社及び当社の連結子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者であった者
2. 過去 3 年間において、以下の①～⑨のいずれかに該当していた者
 - ① 当社グループの主要な取引先（一事業年度の取引額が、当社グループの売上高の 3 % を超える取引先）又はその業務執行者
 - ② 当社グループを主要な取引先（一事業年度の取引額が、当該取引先の連結売上高の 3 % を超える取引先）とする者又はその業務執行者
 - ③ 当社の議決権の 5 %以上を有する株主又はその業務執行者
 - ④ 当社の議決権の 5 %以上を有する株主の連結子会社又はその業務執行者
 - ⑤ 当社グループの主要な借入先（一事業年度の借入額が、当社グループの総資産の 3 % を超える借入先）又はその業務執行者
 - ⑥ 当社グループから年間 1,000 万円を超える寄付を受けた者又は受けた団体に所属する者
 - ⑦ 当社グループの会計監査人又は会計参与である会計士等又は監査法人等の社員、パートナー若しくは従業員である者
 - ⑧ 上記⑦に該当しない者であって、当社グループから役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等専門的サービスを提供する者として年間 1,000 万円を超える報酬を受けた者又はコンサルタント、会計士、弁護士等専門的サービスの対価としてその連結売上高の 3 %を超える報酬を受けた団体に所属する者
 - ⑨ 当社の業務執行者が他の会社の社外役員に就任している場合における当該他の会社の業務執行者
3. 上記 1 又は 2 に掲げる者の配偶者又は二親等以内の親族

以上